

清瀬市まちを美しくする条例の一部改正に対して提出された意見等の概要 及び意見に対する市の考え方

このことについて、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条に基づき、平成26年7月16日から平成26年8月4日までの間、清瀬市まちを美しくする条例の一部改正に対する意見募集を行った結果、4人の方から8件の意見が提出されました。

そこで、これらの意見を適宜要約し、整理したうえで、意見に対する清瀬市まちを美しくする条例の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

| 意見等の概要 | 意見件数 | 回答 |
|---|------|---|
| <p>路上喫煙の制限については、有益な施策と考える。</p> <p>しかし、清瀬駅南口周辺及びふれあい通りでは、歩行はしていないものの路上喫煙が見受けられる。</p> <p>喫煙を制限する場面を、「歩行中」だけではなく、「公共の場、不特定の他人が副流煙にさらされる場」などに拡大してもらいたい。</p> | 1 | <p>今回の「まちを美しくする条例」の一部改正におきましては、新たに「歩行者が多く、人の身体又は財産を害するおそれがある道路等」を特定地区(特定分煙強化地区)として定め、同地区内では、歩行中や立ち止まって等の場面を問わず、一切の喫煙を禁止します。</p> |
| <p>特定地区を定め、同地区内において終日全面禁煙にすることについては賛成である。</p> <p>ただし、特定地域内の店舗(屋内)で、喫煙所を作ったり、喫煙出来るお店を取りあげた地図を作製し、駅に掲示するなど愛煙家にも一定の配慮をすることで、政策がより効果的なものになると考える。</p> | 1 | <p>喫煙者の方への配慮として、特定地区(特定分煙強化地区)内には既存場所も含め、清瀬駅周辺2か所、秋津駅周辺1か所の、計3か所喫煙所を設ける予定であります。</p> <p>ご意見いただきました地図の作製につきましては、関係各所も含め、今後の対応につきまして検討して参りたいと思います。</p> |
| <p>特定地区が狭いと感じるので、市内全域指定し過料も1万円くらいにしようか。</p> | 1 | <p>特定地区(特定分煙強化地区)の範囲につきましては、条例施行後の実効性を考慮し、特に歩行者の多い清瀬駅、秋津駅の周辺を指定しております。なお、過料金額は現行額とします。</p> |
| <p>条例の市民周知ができていないので、施行後最初の一定期間は警察と連携し、取り締まりを強化しようか。</p> | 1 | <p>市民周知に関しましては、条例施行は平成26年10月1日としておりますが、第14条の過料に関する規定については、条例施行後6月を経過した日から適用となるため、その間6カ月において、パトロールによる直接注意喚起を含めた周知活動を行っていく考えでございます。また、警察との連携については、今後検討課題とさせていただきます。</p> |

| | | |
|---|----------|---|
| <p>喫煙を制限する場面として、自転車だけでなく、バイクに乗りながらや、自動車からの吸い殻のぽい捨ても規制してほしい。</p> | <p>1</p> | <p>バイク乗車中の喫煙は、第4条第1項第3号に定める自転車等に含まれるため、バイク乗車中の喫煙も第9条第1項第3号に規定する禁止行為に該当します。自動車からのポイ捨てについても、第9条第1号に定めるとおり、禁止行為に該当します。</p> |
| <p>タクシーのドライバーが駅前で客を待っている時に、車から降りて喫煙しているのを見かける。一定期間営業停止にするなど罰則があってもいいのではないかな。</p> | <p>1</p> | <p>特定地区(特定分煙強化地区)内に含まれる事業所等にも、協力を要請していくことを含め、対応を検討して参ります。</p> |
| <p>特定地区の指定について、現状でもマナーを守って喫煙している人も多くいることに配慮し、駅周辺限定等、過度な設定とならないような必要最小限の範囲にしてほしい。</p> | <p>1</p> | <p>特定地区(特定分煙強化地区)の指定については、「歩行者が多く、人の身体又は財産を害するおそれがある道路等」を対象とし、条例施行後の実効性も考慮し、具体的に駅前周辺を同地区に指定します。</p> |
| <p>条例の実効性、喫煙者に対する条例理解促進、マナー啓発、環境美化という目的達成のためにも、現在喫煙所が整備されていない清瀬駅南口周辺、秋津駅周辺に喫煙所を設けるのが望ましい。</p> | <p>1</p> | <p>喫煙者の権利擁護のため、清瀬駅南口周辺、秋津駅周辺に喫煙所を設けます。また、条例の周知及び理解促進のため、指導パトロールの実施や路面シール、看板等の設置による注意喚起を含めた周知活動を行います。</p> |